

第34回 埼玉県景観審議会 <議事録>

日時：平成21年12月21日（月） 午後2時～午後3時42分

会場：さいたま共済会館 602会議室

出席者：（審議会委員）上田奈美、佐谷和江、清水夏樹、中津原努、西本千尋、羽生冬佳、◎八代克彦、高橋庫治、藤井忠行、古郡一成、橋本好弘、宮崎均（◎は議長）

（事務局） 都市整備部副部長 菊地正明

田園都市づくり課長 能見正、副課長 恩田雅明、主幹 嶋田浩、

主査 有山裕之、主査 持斎康弘、主任 小野寺陽景、主任 毛須知之

1. 開会

【事務局説明】

審議会資料の確認。（略）

2. 議事及び質疑応答

議題1 彩の国景観賞2009について

佐谷部会長が専門部会の審議結果説明。

（以下、説明内容は省略。）

【質疑応答】

○中津原委員 1つだけ、札幌河岸公園が「心にうるおい部門」のほうに入っているのですけれども、建築主、設計者、施工者というのが書いてあって、これは「たてももの・まちなみ部門」と同じようなのですが、それをどうして「心にうるおい部門」のほうに入れたのでしょうか。

○八代議長 これのいきさつについては、事務局のほうからご説明いただけますか。

○持斎主査 これまで公園事業につきましては「心にうるおい部門」のほうに入れさせていただいているところです。

○能見課長 補足させていただきます。

○八代議長 はい、お願いします。

○能見課長 まず、応募が「心にうるおい部門」で応募されているというのがあります。先ほど委員のほうからご説明いただきましたけれども、緑がいっぱいですし、それから、歴史にも使われているという形で、「心にうるおい」のほうで選定をお願いしたという形に

なります。

補足して説明させてもらいますと、写真の手前のところに緑がちょこっと盛り上がっているところがあると思うんですが、その左側が甚左衛門堰ということで、かなり古い堰が伝右川と綾瀬川をつないで治水していた。もう少し先にいきますと、ピンク色の着物を着ている人の横あたり、ここに札幌河岸という河岸がありまして、私の河岸だったんです、私立の河岸だったようです。これが案内板によるとかなり100メートルぐらいあったそうなのですけれども、その一部を残して、当時の護岸を残したというふうに書いてあります。その一番奥のほうに、ここに書いてある五角形の望楼ということで火の見やぐらみたいな望楼があるという位置関係です。写真が合わなくて大変申しわけないんですが、市民の散歩にかなり利用されているというところでございます。

○八代議長 よろしいでしょうか。

○中津原委員 選ばれたこと自身には全く異議はないのですが、どうしてこっちの部門のかなと思っただけです。

○八代議長 この写真は最終的にはこの写真が出るのでよろしいのでしょうか。

○持斎主査 今のところこちらの写真をリーフレットに使用する予定です。

○八代議長 ほかにございませんか。

審査に当たられた委員の方で、ぜひこれも印象に残ったとか、ご報告したいということがありましたら、初めて参加していただいた

わけですので、せっかくですのでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうですか、羽生委員、一言でも何か言っておいていただいたほうが、せっかくこれだけ集まっていた

- 羽生委員 そうですね、初めてこういう審査に参加させていただきまして、実はかなり難しかったというのが恐らく部会の皆さんの一致したお考えではないかと思えます。印象といたしましては、やはり今後ちょっと難しいなと思ったのが、審査結果ではないんですけれども、「たてもの・まちなみ部門」のほうに、同じ県として建築物関係の表彰がこれから持たれるということで、その辺との仕分けが若干難しくなっていくのかなという印象でした。

といいますのも、建物の場合、大体説明いただくときに内部をご説明いただくことが結構多うございまして、中の使い方とかコンセプトがすごくすぐれていても、それは景観としてどのように評価したらいいんだろうということがちょっと議論になってみたりということもありまして、今回は一応皆さんで一致した考えでこういう結果ということになりましたけれども、やはり議論の間でいろいろあったのは事実だと思います。

それから、「心にうるおい部門」のほうに関しましては、活動内容に関しては事務局の方にたくさん説明をいただいたんですけれども、どうしても現場を見に行ってその辺が伝わりにくい現地視察も若干ありました。特にビデオで「心にうるおい部門」を説明していただくとはやはり伝わりにくかったかなという印象を持っております。

ただ、今回は非常に時間をじっくりかけて皆さんで議論したのでいい結果になったのではないかなという印象を持っております。

- 八代議長 ありがとうございます。

それでは、もう一人、よろしいですか、事

務局の方、せっかくですので、ではこちら側から西本委員、いかがですか。

- 西本委員 私も初めて参加させていただいて、私、埼玉県に20年住んでいるんですけども、行ったことがないところばかりで、埼玉っていうのはここまで広く多様であるということ

を改めて感じて、とてもよかったと思います。羽生委員と本当に同じような感想を抱きました。とても難しかったです。それは本当におっしゃっていたことと重複して申しわけないんですけども、景観という外部効果みたいなものをどういうふう

に軸として持っていくのかということが評価軸として非常に難しいなと思います。店舗だとか、たくさん通う機会も多いのではないかと、見る機会も多いのではないかと思うけれども、やはり住宅だとか、オフィスとか——ないんですけども、そういう形だとどうなのかなと。あと駅舎を、「やはりここ、いいよね」ということで、皆さんいろいろな人が使っていくことによって景観価値とかそういうものも高まっていくのではないかと

いった評価から、駅を最後にやはり選びたいといった意見があ

って入れさせていただいたのですけれども、景観の外部効果では景観をだれがつくっていくのかということ

を、非常に評価のポイントとしては参加性とか、そういうことも観

点に置きながら選ばせていただいたような気がします。まだ一方で課題は次年度以降も残っていくのかなと思

以上です。

- 八代議長 それでは、すみません、もう一方、橋本委員も全部出席、審査会に出席していただいたので、ぜひ。

- 橋本委員 初めて参加しました橋本と申します。

この写真を見ていましていろいろなことを思い出すが、やはり写真ではあ

切れてないのではないかというのを非常に強く感じます。特に「心にうるおい部門」というのは、そこに住んでいる人たち、そういう人たちの活動がもし写真にあらわれたら、もっとずっとこの賞に値するということが初めて見られた方にもよくわかるのではないかと思います。行田にしても、私は、活動している皆さんの雰囲気、話す言葉、チームワーク、そういうものを非常に強く感じましたし、それから、ここの草加の公園も歩いている方々がこのような殺風景な雰囲気ではなくて、もっともっと町の中でみんなが潤っているという形で非常に会話の中に聞き取れますし、そういうものをすごく強く感じました。

僕は写真についてクレームをつけるわけではないのですが、越谷のここの道もただ道路がぼんちと見えていますが、実は角々には住んでいる人たちがいろいろな工夫をこらしている、このホテルの里も実は素朴な板を素人が並べたような板で、とても遊園地にあるようなきれいな形ではないのですが、そこには自然の中に溶け込む、いかにもホテルの里というようなそういったイメージを感じさせる非常に素朴ないいところだと思いました。

「たてもの・まちなみ」はいたし方がないと思うんですが、これももし内部の写真をあわせて見ることができたら、もっと印象深く、これはすばらしいという、温かみを強く感じられるのではないか、そのように見た者としては思います。

どうもありがとうございました。

○八代議長 ありがとうございました。

清水委員も上田委員もうなずいていらっしゃいましたけれども、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

それでは、議題の1、彩の国景観賞2009につきましては、専門部会に選定していた

だいた表彰対象（案）を景観審議会の選定した表彰対象（案）として県に対して答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○八代議長 ありがとうございます。

なお、表彰対象（案）につきましては、この答申に基づき今後知事が決定することになります。また、表彰式は2月8日月曜日に予定されております。

続きまして、議題2の専門家アドバイスについては、堀委員を部会長とする専門部会に審査審議していただきました。本日は堀委員が所用により欠席のため、代理として中津原委員にご説明をお願いいたします。

議題2 専門家アドバイスについて

中津原部会長代理が説明。

（以下、説明内容は省略。）

【質疑応答】

○西本委員 この事業課担当の道路街路課とか公園スタジアム課とか水辺再生課との調整は事務局さんのほうでされていらっしゃるのかと思うんですけども、率直な質問として、こういうことをお願いするときには向こう側のご反応というか……、景観部会としてこういうふうにご意見が出たんですけどもみたいなことを多分事務局でやられると思うんですけども、アドバイスは困難であった病院みたいなパターンもあったりとか、その辺でもし公開できる何かがございますたら、どういうご反応があるのかなとか、こういう景観の立場として率直に教えていただきたいと思いました。もし公開できる情報がありましたら教えてください。

○八代議長 内容としましてはここで答申するというを決めて答申するわけですから、今後の問題にもなってくると思うんです

けれども、いかがでしょうか。

○西本委員 興味があったので、どういうご反応があるのか、どこまでいって何が起こるのかとかとても興味があるので。

○八代議長 いかがですか。

○持斎主査 今回事業選定をするに当たりましては、かなり多くの課に声はかけさせていただきました。そういう中で少しでもアドバイスに対する対応の可能性がある事業というのを今回は選定させていただきました。

率直な話を申し上げますと、なかなかこういった専門家アドバイスを反映することは難しいのではないかと、そういう反応が非常に多かったです。今回もこれはアドバイスを各課に今後通知させていただきまして、確実に反映できるという、必ずしも反映できるというものではないと思うんですけども、できる限り今後設計において留意していただくということですね。そういうことで担当の各課さんにはお願いしている次第です。よろしいでしょうか。

○恩田副課長 よろしいですか。4つの案件で1つがぼしかったのですけれども、これは当初は基本設計とか実施設計に取りかかるくらいの場合で、あらかじめ計画している内容を見させていただき、それで専門家アドバイスということなのですね。実は残念ながら、精神医療センターの場合は当初は2階建てで、入所されている方は上の部屋のプランで、周りも見えるではないか。それから、防犯上の話も2階であればそんなに問題ないのではないかと話だったのですが、全くプランが途中で変わって、平屋建てということになってしまったんですね。そういう経緯があったので、改めてもう一度アドバイスの仕切り直しというような状況にならないということも、一つは時間的なもの、それから、もう一つは、管理という面で閉鎖的な空間ということで、アドバイスができるような内容がかな

り難しいのではないかとということで、今回は4件ありましたけれども、アドバイスのほうはご遠慮させていただくという形になりました。

それから、これからの話ですけれども、今回はメインとなるような割と影響のある施設ということで各課の協力をいただいておりますけれども、本来はすべての事業が景観に配慮していただきたいというのが我々の本旨でございますので、一応アピールシートというような形で、基本的には1,000万円以上の工事関係については景観上の配慮なり工夫というのを蓄積していただくというような方向で、今審議会には諮っておりませんが、各事業課さんのほうにはお願いをしているという状況でございます。

○西本委員 1点ご質問があるんですけども……、ありがとうございました。その1,000万円以上の物件をつくるというときには景観配慮をしてくださいねというお願いみたいな形なのか、それとも事前協議みたいなものができるような仕組みづくりはされているんですか。

○恩田副課長 あくまでもうちのほうは、昨年度作成しました景観計画のもとに指針というのをつくりました。これは本来みんな守っていかなければいけないという話で、この中でどのようなささいなものであっても配慮ができるかということで進めていただきたいということになっています。やることが本来義務的な話ですか、そういうふうになると思います。

○西本委員 ありがとうございます。

○能見課長 ちょっと補足しますと、これ、景観条例というのがありまして、景観条例に県が行う公共事業につきましては景観に配慮しなさいというのが書いてあります。それに基づいて各担当が自分が抱えている事業について景観にどう配慮していいかという攻

略本というのがこれになります。これに基づいて皆さん自分たちでいろいろ景観に配慮する形で物をつくっていくわけですが、その際に自分はこういうふうにして景観をつくったよ、そういうアピールをさせていただくような攻略本になっていまして、システムで今つくって登録しようとしているところですけれども、ホームページに載せて県民の皆さんに見ていただくという形になっています。

その中でもやはり景観にもっと配慮しないといけない物件があるのではないかとということで、1,000万円以上の中から、基本設計……、仕事をするのは基本設計をやって、本当が一番いいのは基本設計を今年やって、来年実施設計をやって、再来年から工事にかかるというのが本来ならいいんでしょうけれども、結構短期間にそれをやってしまうために、基本設計をやって、実施設計をやって、すぐその年度から着工してしましましょうとかというのがありますと結構忙しいものですから、担当課さんとしてはそういうことをある意味やっている時間がないという話もあります。そういった中で調整させていただいてこの4件を選ばせていただいたということでもあります。

多分、今回いろいろいっぱいアドバイスをいただきました。これももしかしたら……、もしかしたら反映できない場合もございませけれども、ただ、アドバイスというのは将来的にも使えますので、何らかの形でうちのほうで蓄積をしていきますと、そこから今度は担当が自分でやる時にそういうノウハウも活用できるということも考えていますので、今回第1回目ということでございまして、第2回目、来年あたりからもう少し何らかの形で充実できればいいなというふうには考えております。

以上ですが。

○西本委員 ありがとうございます。

○八代議長 よろしいですか。

○中津原委員 このアドバイスの有効性についてなのですが、建前としては県のほうから説明がありましたように条例に基づいて配慮する義務があるということでやるわけなのですが、實際上、皆さん、そういうふうにしなればいけないし、あるいはしたいというふうにも思っている、どういうふうにしたら公共事業に伴って景観をよくしていけるかというのが実際上わからないという面が多いのではないかとことです。もちろんお金をうんとかければいろいろなことはできるわけですが、そうではなくて、若干、若干のコストアップはあっても、少しのお金をかけると、こんなことをやると景観的に非常によくなりますよということを、具体的な事例とかあるいは手法とか、そういうのでアドバイスをしていく必要がある、そういうことをできるだけこの専門部会では入れていきたいというようなことでした。これは堀部会長のおっしゃったようなことの代弁でもあるのですが、理想論を言うのではなくて、かなり卑近な、あるいは具体的な、小さなことでもそういうアイデアというのを、事例を含めて紹介していきたい。今おっしゃったようにそういうのが今度の事例そのもので何らかの都合で生きなくても、ほかの例でまた生かしていけるのがあればいいなというふうに思います。

○八代議長 はい、佐谷委員。

○佐谷委員 この専門家アドバイスというのはこのA3のペーパーを担当部署に送るということなのですね。その場合に、今の事例の話もありましたが、首都高の写真がちよっと汚い感じがするというか、雨垂れがついているところもありますし、スリットを入れて本当によかったのみたいな感じになる。もしかしたらいいイメージアップの写真を入れ

るといいのかなというふうに思いました。

あともう1個、大場川のほうで、アドバイス②の左側の写真は確かに転落防止柵のつくりとしてはいいと思いますし、それから、これは温泉街の中を通っているような河川なのでこの堅さはいいと思うんですけども、大場川にはもうちょっと柔らかい感じの何かイメージ写真がどこかに入っていると、相手方もこういう感じというのがわかるのではないかと思いましたので、ぜひそういう向こうのイメージを、あ、こんな感じがいいなというような写真がうまく入ってくるといいなと思いました。

○八代議長 ありがとうございます。

○中津原委員 それは事務局の方もいろいろ苦労されている……。

○佐谷委員 そうなのですね、多分そうだと思います。

○八代議長 いかがでしょうか。

では、もう一方、宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 私も担当した一人でございます、こういった制度といいますか、アドバイスというのは初年度ということで、これからどんどん進展するのではないかと思います。同時に、公共事業はこういった景観的に配慮されるということに関しては1年目にしては非常にありがたいことで、敬意を表したいと思います。

ただ、堀部会長も非常に苦慮されたというふうに思うのは、まず、こういった土木計画系統の設計に関しては、今までの土木計画と景観に配慮した計画、設計ですね、これが出てきた資料についてはなかなか配慮されていないことが、ここだけではなくて、どこの県もそうなのですけども、そういうことが多くて、それをお話すると今回それを盛り込むことは非情に難しいというのは当然のことだと思えます。それは先ほど西本委員が

おっしゃったことと同じで、景観の価値だとか景観の意味というのが、設計者、あるいは事業者も含めてかもしれないですけども、どの程度理解されているのかということにすべてかかわってくるのだと私は思います。ただ、今初年度でそういった根本的なところをお話しされても、なかなか「何を勝手なことを言っているのだ」という話になってしまうわけで、それは難しい話ということも十分理解いたしました。

ただ、今回委員が4名だったということもありまして、多角的な面からデザインの検討をすることはなかなかできないので、次年度以降もう少し専門の方がたくさんいらっしゃるともう少しいろいろな多角的な議論ができたのかなという感じがいたします。

一番最後の建築に関しては、今回アドバイスできないということで、特殊な施行事業だということもあります。一番苦労されたのは事務局だったかと思えますし、どの時点でアドバイスをしたらいいのかということ、基本的には基本計画の段階からアドバイスが入るのが本来の姿だと思うんですけども、なかなか制度そのもの自体、担当事業に対して横から物を言うような形になっていまして、なかなかこれが、「横からうるさいよ」という話になってしまうスタイルが今の状況ではないのかと思います。こういうことを少しずつ、一步一步県民に親しまれるような景観づくりができれば幸いというふうに思っています。次年度以降、また問題点を少しずつ解決されることを期待しております。

以上です。

○八代議長 貴重な意見、ありがとうございます。

何か事務局のほうから、よろしいですか。

○持斎主査 どうもありがとうございました。事務局といたしましては、写真の選定に今後ともまた努力して、もうちょっと担当事業課の

ほうに渡す前に修正できる場所はしたい
なと思います。

ただ、私もインターネットや文献等も参考
にしながら写真をいろいろ見ているところ
なのですけれども、なかなか写真の選定に苦
慮しているという現実がございます。今こ
こに使った写真も実を申しますと私の持ち
の写真と堀委員の持ちの写真のみでござ
います。そういう状況ですので、このアド
バイスを具現化しているようないい写真と
いうのを委員の方々でもしお持ちであれば、
ぜひご提供ください。よろしくお願いいたします
ます。

○八代議長 それと、これ、具体的なのですが、
答申するときはこの紙1枚みたいのが担当
箇所にはぱっといくわけ。

○持斎主査 そうです。かがみはつきますけれ
ども、それに加えてそちらの資料を添付す
るという形になると思います。

○八代議長 直接説明するんでしょう。

○持斎主査 はい、これまでやりとりの中で何
度も説明させてもらってきていますが、改め
て説明は加えさせていただく予定です。

○八代議長 それと私が質問していいかあれな
のですけれども、これ、リターンというか、
これがどれくらいまでになりましたみたい
な、反映されましたみたいな、そういう報
告なりというのは。

○持斎主査 それは指針の中で、フローの中で
今回審議会でアドバイスをいただいた事業
につきましては事業完了後です。ですから、
その事業の物ができ上がった後、改めて審
議会のほうで検証の意味合いで現地を見さ
せていただくというような形になっています。

○八代議長 それともう1点、非常に具体的に
ほかの方たちにも参考になるようなアドバ
イス、具体例があるので、何らかの形で閲覧
とか、ストックというのですか、それも何か
……。

○持斎主査 そうですね、今のところ、そのア
ドバイスについてはホームページで公開と
か、その程度のことはやりたいと考えてい
るんですけれども、今後各種説明会なり、その
ほかいろいろ講習とか、そういった機会を利
用して宣伝していけるようにはしたいと思
っております。

○八代議長 そうですね、よろしくお願いいたします
します。

ほかにご質問等、いかがでしょうか。

○羽生委員 今のお話をお伺いして感じて
ことなののですけれども、これが、答申が出
されるということで、受け取る側は自分のや
っているところの事業にアドバイスがぼん
と出るので多分これでわかるというか、非常
に端的に、かつ内容は十分だと思うんです
けれども、ただ、もしほかの方々とか関連
事業に応用させる場合に、私はいきなりこ
れを拝見して事業の概要が全然わからな
かったんですね。ご説明で、若干口頭で
触れていただいた部分についてはわかりま
したが、アドバイスの前に、どういう現
状と申しますか、設計あるいは計画上で
どういうふうに計画されていて、その何
が問題かということをもうちよつと明
確に指摘していただくと、それに対して
こういう対応策があるよという対応関係
がわかりやすかったかなというふう
に感じました。答申としてそういう形を
とるかどうかはちょっと別にして、今後
アドバイスをもっと一般的に活用してい
かれる場合にはそのような一般的な課題
をまず上げ、それに対する具体的にこ
ういう手だてがあるよという、マニ
ュアルではないんですけれども、そ
ういった形態にしていられるほうが
わかりやすいのかなと思われました。

以上です。

○八代議長 貴重なご意見、ありがとうございます。
ぜひお願いいたします。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、議題2、専門家アドバイスにつきましては、専門部会に作成していただいたアドバイス案、それから、今、羽生委員からご提案のあったようなことを勘案していただいて、景観審議会によるアドバイス案として県に対して答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○八代議長 それでは、アドバイス案はこの答申に基づきまして、今後県が決定し、関係箇所へ通知することになります。

それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。

続きまして、報告事項（1）埼玉県景観行政連絡会議講演会につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

報告事項1 埼玉県景観行政連絡会議講演会について

事務局（持斎）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

○八代議長 ありがとうございます。

ご説明がありましたけれども、堀委員の講演会ということで、何かご質問等ありましたら。

○古郡委員 私は工事屋です。景観について言えば、公共事業のものであれば、設計図書に従って工事を進めるということをやっているわけですが、特に景観について言えば、これは私は結局、まず住民の心から直していかないとだめなんです。公共事業で最近道路の端に植栽をしたり、いろいろなことをやってまちをきれいにしようということをやっていますけれども、私どもも道路サポートというあれで道路をきれいにすることをやっています。自分の家の区間、会社の区間、守る区間を決めて、結局それは我々がやりますけれども、もっと言えば、やはり住民

が自然な形で草むしりでも水くれでもやってくれなくてはだめなんです。お金でやるようではこれはだめなんです。その辺の精神構造を変えていかないとこれはきれいにならないですよ。外国やなんかにいろいろなところもあります。みんなやはりそれは周りの人がやっているんです。自分で。女の人はこちらにいて、失礼ですけども、自分の顔ばかりぺたぺた塗ったって、そういうところをちゃんとしないとだめだと思うんだね。

そしてこういう例えば公園のあれなんかもここにありますが、お金をかければいいというものではないし、そこは非常に難しいところですね。これ、山形のあれは、私も見たことがあるんですけども、本当に野っ原ですよ、ここは。だけれども、やはり住む人がこういうのがいいなと思えば、それはそれで一番いいのであって、だれかがお仕着せでどうこうするというのもないし、やはり一番大切なのはそこに住んでいる皆さん、行く皆さんが汚さないようにしたり、手入れを、植物は生き物ですから手入れしてやらなくてはだめなので、県のほうでこの管理をだれだれに、業者にやれというのではなくて、例えばの話が管理費をそこに住んでいる皆さんに少しずつ使ってもらってもいいから、住んでいる人たちが毎日面倒を見てやるような、そういうシステムをつくる。そうすれば、道路のほうもかなり皆さんがそういうものに関心を持っていけるようになるのではないかと、いうふうには私は思っておりますよ。ぜひそういった精神面からのことが必要だなというふうには私は考えています。

以上です。

○八代議長 ありがとうございます。

これは2月19日ということで、また表彰式の時なんかにもご案内できるのかもしれないですけども、ぜひ、これ人数は何人く

らい入れる、キャパシティー。

- 持斎主査 人数は300名程度の部屋になっております。
- 八代議長 それでは学校とかいろいろなところにご案内して、なるべく多く行っていただくようにすると、皆様も何か関心ある方がおありでしたら、ほかの方にもご案内ください。
それでは、続きまして、報告事項（2）彩の国景観賞実施要領について、事務局より説明をお願いいたします。

報告事項2 彩の国景観賞実施要領について

事務局（持斎）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

- 八代議長 今、事務局のほうから2点のご提案、内容的には1点目がこの審議会から景観賞を切り離すということ、それから、もう1点は、表彰の中に屋外広告部門というのを取り入れたらどうでしょうかということなわけですね。
- 持斎主査 それを来年度の実施までに検討していきたいということを考えています。
- 八代議長 これは今この場で、そうですねという結論を出したほうがよろしいのでしょうか。
- 持斎主査 いや、そうではなくて、そのことに対するご意見をいただければというふうに考えています。
- 八代議長 それともう1点、1点目のほうですね。審議会のほうから景観のほうを独立させよう、その理由というのはもう一度ちょっと説明していただけると。2点目のほうは何となく皆さんおわかりかと思うんですけども、屋外広告を新たに立ち上げるということ、1点目のほうは……。
- 持斎主査 要はこういった賞の選考というものが一般的に選考委員会のような組織で検討している場合が多い。景観賞についてはこれまでたまたま審議会の一部門という形をとって審議してきたところなのですが、もちろん審議会の専門部会という形をとっているものですから、諮問をして答申をいただいているという形をとっているわけなんです。ただ、そもそも諮問、答申というのがこういった賞の選考という形に合うものではないなという意見が部内であるところです。
- 八代議長 よりシンプルにいこうという、そういうことですよ。
- 持斎主査 そういうことですね、はい。
- 八代議長 プロセスをなるべく圧縮してということで、ということだそうですが、内容的にはおわかりでしょうか。何かご意見ありましたら、ぽっと出てきて、すぐというわけにもいかないかもしれませんが。
- 能見課長 今のお話で実施要領ということで作られておりますけれども、そもそも条例でこの審議会を設置している理由は、かなり重要な内容のものをつくる。例えば攻略とか景観計画ですとか、そういうものであります。だから、景観賞そのものが重要ではないんじゃないのという意見にはなっていませんで、そういう賞というのはどちらかという審査会とか、そういったものの活動が多いものですから、審議会の委員の皆さんになっていただくにしても、審査会という形のほうがそういう賞を選ぶのにはなじみやすいのではないかと。歴史的に今までずっと景観条例をつくって、景観賞をそれなりに普及啓発してきた、審議会の先生方をお願いしてきた経緯があって、23回ですか、やってきたわけなんですけれども、ここでいろいろな意見があったり、新しい建築環境住宅賞とかというのをつくったりしてきたので、それと合わせた形に、審査会という形のほうが賞をつくる場合にはやりやすいのではないかと、なじむのではないかとという意見でございま

す。

一応今検討中でございますけれども、結果的にまた審議会にお返しするという形になるかもしれませんし、それはまだ決定事項ではありません。内部でいろいろ意見交換をしながら対応していければいいなというふうに思っています。

ということで、申しわけありませんが、そういう動きがあるということだけご承知おきいただければありがたいというふうに思います。

○八代議長 1点目のほうはご説明がありましたので、そういうことで動きがあるということで、2点目のほうは、「心にうるおい部門」のほうやはりどうしても応募作品も少ないですし、それと屋外という視点からそういうのを取り込むという案があるということで、それもそういう賞の対象になり得るのではないかと、そういう動きがあるということで。

○能見課長 屋外のほうは何とか賞をつくりたいと思っています。ほかの県でも屋外広告物の関係の表彰をしたりとか、やっぺらる県も多いのです。我々のほうも屋外広告物についても、同じ課、同じ担当になりましたので、結構、景観には屋外広告物もよくなったり、いろいろ批判的なものもあつたりなんかしますので、その普及啓発ということを考えていかなければいけないかなということだと思っております。

件数的には今12点になっていますが、12点の中で考えるか、また少しふやしていくのかとか、これもこれからまた十分検討して対応していければいいなというふうに思います。

例年、いつも景観賞については6月、7月の募集になりますので、それに合わせてできるだけ早く結論を出して募集要綱のほうに反映していきたいと思っております。また、そういう形で決まった場合については、委員の皆様

のほうにお知らせしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○八代議長 どうぞ。

○中津原委員 屋外広告部門の設置ということについては基本的にはいいんじゃないかと思うのですが、いい表彰物件が果たしてあるかなと、ちょっと思いました。どういうものを広告物の賞として表彰していくかというのは一議論あるところではないかと思っております。

○八代議長 はい、どうぞ。

○恩田副課長 屋外広告物そのものがかなり景観に対する影響が大きいというような視点で、今回できれば一緒にさせていただきたいというのが一つ。

それから、今回もそうなのですが、これまでの景観賞、やはり現地が非常に大事だと思っておりますね。ことしはかなり件数を回り切れたと思うんですけども、どうしてもビデオであつたりとかということで、最後の段階で残り時間のない中で最終判断をしていただくというようなことなので、その辺も含めて改善できたらなということで、ずっとこのところ12作品なら12作品という形になっているわけですけども、あくまでも今はそれぞれ6件以内ということにはなっているんですね。ですから、無理無理どうしても6件にしなければいけないかというのではなくて、この賞にふさわしいものに差し上げるといふ形も含めて審査の際にはご検討をいただければありがたいなというふうに感じております。

先ほど建築住宅環境賞とか、同じ部の中に後発としていろいろな賞ができていますね。ですから、我々のほうとしては景観という視点できっちり仕切りというのですか、しなければいけないのかなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○能見課長 あと屋外広告物のほうでどういうものを表彰の対象にするかというのも結構あると思います。屋外広告物組合の藤井さんがいらっしゃっているので、協議しながら、それをまた検討していきたいというふうに思います。また専門の先生もいらっしゃいますので、専門家の皆さんとお話をして、どういうものに対して表彰を出すかということも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○八代議長 はい、どうぞ。

○藤井委員 屋外広告物のほうから参加していただきます藤井と申します。

今回、屋外広告物を景観賞の中に入れさせていただくということは非常にありがたいと思っております。建築と違いまして、我々屋外広告業の業者全体が非常にまだまだモラルが低いというか、違反の広告物が多いということの中で、やはり我々業界全体がもうちょっとレベルアップするためにもこういう賞があると業界全体がレベルアップするのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○八代議長 よろしいですか。西本さん、いかがですか。

○西本委員 私は、ずっと屋外広告物をどう自律的に市民とか商店主が管理するかということで、エリアマネジメント広告というものを名づけて、エリアをトータルでマネジメントして、そこに入ってくる、例えば商店街が管理していたり、行政が持っているらっしゃる街路灯のフラッグ広告をどうするかとか、商店主のビルの壁面看板とかそういう突き出し看板をどうするか、それを地域、エリアを区切って、その入ってくる屋外広告物を自律的に地域の市民が管理していこうということをやっと5年くらいやらせていただいでいて、何か私としては評価軸として、そういう自律的に自分たちでみずからいい屋外

広告物をつくって、それが景観に良好なメッセージを発することができるという事例づくりに本当に苦心しているの、何かそういう点から埼玉県でいい事例があったらというか、できたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○八代議長 恐らく屋外広告物と建築と重なり合う部分もあると思いますし、定義も非常に難しいかと思うんですけども、試みとしてぜひ進めていければと思います。

よろしいですか。

これで終了なのですが、あと資料3のほうの説明はよろしいですか。これはこれでよろしいですか。

○持斎主査 それでは簡単にあわせて資料3の紹介だけさせていただきます。

資料3は、これは毎回つけさせてもらっているものですが、前回の審議会の皆様からいただいた意見をまとめたものです。簡単にその対応についても書かせてもらっています。

1点目は、前回の冒頭あたりで堀委員からいただいた意見で、我々職員がいい仕事をやるモチベーションを醸成することを考えなければいけませんねという大変重要なご意見をいただきました。非常に難しいご意見なのですが、きっかけとして、今回、先ほどご説明させていただきました景観形成に関する講演会をなるべく多くの職員の皆さんに聞いてもらおうということで、第一弾としてまた設けさせていただきました。

それから、今回作成いたしました運用システムのアピールシートの事例を今度確認させていただきますというご意見もいただきました。この運用システムにつきましては、先ほど説明させていただきましたように、今年度委託事業として構築いたしました10月に完成いたしました、11月の終わりから12月の初めくらいにかけて各地域機関を巡回し

て入力作業の説明会を開催させていただきました。現在順次入力作業が始まっているところなのですが、まだ完成形として入力し終わっているような事例がございません。当然、公開されているようなデータというのものない状態なのですが、年度末にある程度データが蓄積された状態で一括公開ということを検討しておりますので、来年度初めの審議会でご紹介することが可能だと考えております。

それから、3番目は、専門家アドバイスにおきまして、担当事業課の職員と一緒に委員の先生が議論できるようにしたほうがいいのではないかという意見をいただきました。今回専門部会が担当事業課の方も数名参加していただきましたが、今後より一層、同じテーブルで議論ができるようにそういう配慮を図っていきたいと思います。

それから、4点目、5点目、これは同じく専門家アドバイスで対象の選び方の話ですね。前回のときはがんセンター1件だけをご紹介したんですけども、1件だけではなくて、もっと多くのものを事業内容を考えながら選んでくださいというご意見をいただきました。これにつきましてはご説明したように橋梁、公園、河川、建築事業について1件ずつご審議いただいたところでございます。

また、最後に、前回は今回の委員のメンバーで初めての審議会ということで、県の景観行政の全体像がわかるような資料をくださいというご要望がありました。これにつきましては前回の審議会後に郵送で資料をお送りさせていただいています。また、当課のホームページのアドレスのほうも送らせていただきましたので、ぜひそちらのほうもあわせてごらんになっていただきたいと思います。

以上でございます。

○八代議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたします。ご協力ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○(司会) 嶋田主幹 それでは、本日は八代会長を初め委員の皆様には貴重なご意見を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、八代会長からもご案内がありましたけれども、本日ご審議いただきました彩の国景観賞2009の表彰式でございますけれども、年明けの2月8日、月曜日に、埼玉県建築住宅環境賞の表彰式と合同で実施をする予定でございます。委員の皆様には詳細は書面でご案内をさせていただきますけれども、正式な審議会ではございませんので、ご都合のつく方につきましてはご出席をいただければというふうに考えております。

それでは、以上をもちまして第34回埼玉県景観審議会を閉会させていただきます。

ご協力、大変ありがとうございました。